

マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

消費税簡易課税制度のみなし仕入率の見直し について

【改正の概要】

簡易課税制度のみなし仕入率が、次の通り改正されました。

- ・ 金融業及び保険業が、第 4 種事業から第 5 種事業へ(みなし仕入率 60% ⇒ 50%)
- ・ 不動産業が、第 5 種事業から新たに設けられた第 6 種事業へ(みなし仕入率 50% ⇒ 40%)

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者 者に販売する事業をいいます。	90% (第1種)	90% (第1種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に 販売する事業をいいます。なお、製造小売業は第3種 事業になります。	80% (第2種)	80% (第2種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設 業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、 水道業をいいます。なお、加工賃等の料金を受け取っ て役務を提供する事業は第4種事業になります。	70% (第3種)	70% (第3種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第4種)	60% (第4種)
	金融業及び保険業		50% (第5種)
サービス業 等	運輸通信業、サービス業 (飲食店業を除く)	50% (第5種)	50% (第5種)
	不動産業		40% (第6種)

【適用開始時期】

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。ただし、次の経過措置が設けられています。

簡易課税制度の改正に係る経過措置の内容

平成 26 年 9 月 30 日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から 2 年を経過する日までの間に開始する課税期間（簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間）については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

(注) 平成 26 年 10 月 1 日以後に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を新たに提出した事業者は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から、改正後のみなし仕入率が適用されます。

小林流月次決算で業績5%アップ！ TEL 028-660-8411 FAX 028-660-8455

URL <http://www.kobayashi-kaikai.jp> ご連絡ください (担当: 増淵)